

最高裁秘書第3246号

令和3年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について（平成23年12月27日付の最高裁判所民事局第二課長及び家庭局第一課長の事務連絡）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年2月3日付け（同月5日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第17号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）